

# 横浜市外にお住まいで青葉区内の保育所入所を希望されている方へ


平成 30 年 10 月作成

横浜市の保育所等の利用を希望される場合は『横浜市保育所等利用案内（2・3号認定）』（利用案内）、『保育所入所のご案内 青葉区版』のほか、この案内に記載の事項をご確認のうえ、申請してください。

## 1 横浜市外にお住まいの方の申請について

【申請前に利用申請が可能かをご確認ください】

保育所等の利用開始日までに横浜市へ転入する予定があるかどうかで異なります。

	転入予定が <u>ある</u>	4月入所～3月入所の申請が可能
	転入予定が <u>ない</u>	4月入所の二次申請のみ及び5月入所～3月入所の申請が可能

★利用開始月の前日までに転入することを証明する資料（賃貸契約書の写し、不動産売買契約書の写し、工事請負契約書の写し等）の提出が必要です。締切日までに提出ができない場合は「転入予定のない方」として扱います。

転入予定がある場合、利用開始月の前日までに青葉区役所にて転入手続きをしていただく必要があります。（閉庁日の場合は手続きができません。開庁日を事前にご確認ください。）

【審査基準】

横浜市利用調整基準に沿って審査を行います。現在お住まいの市区町村に住みながら保育所等の利用を希望する場合、「父・母が保育できない理由、状況」のランクは一律「I」となります。（利用開始までに横浜市へ転入予定で、拳証資料の提出によりそのことが確認できた方を除く。）



【申請方法、提出先】

原則として、申請時点でお住まいの市区町村へ申請してください。

(\*1)申請方法（郵送申請が可能か等）は、提出先の市区町村へご確認ください。

(\*2)一度の申請で、横浜市 18 区すべての保育所等を申請することが可能です。

(\*3)お住まいの市区町村への申請を断られた、日本国外にお住まいで利用開始までに帰国を予定されている方は、青葉区こども家庭支援課へご相談ください。

【必要書類・様式】

横浜市の定める様式で書類をご用意いただき提出してください。

＜利用案内【申請に必要な書類】をご確認の上、該当の書類全てをご提出ください＞

現在お住まいの市区町村の様式をご提出いただいても受付は可能です。

ただし、申請書の様式は各市区町村の選考基準に沿って作成されているため、横浜市以外の様式では横浜市の審査基準（横浜市利用調整基準）の事項を確認できない場合もあります。

また、横浜市に転入した際に横浜市の定める様式で申請書をご提出いただきます。

## 【締切日】

横浜市の締切日の1週間前までに申請手続きを終えてください。

- (\*1) 提出いただいた申請書類が横浜市の締切日までに届いた場合のみ、審査対象とします。期日に余裕をもって申請してください。
- (\*2) 申請が遅くなると不足不備があった場合のご連絡が遅くなり、再提出の締切日までの時間が短くなりますのでお早めのご提出をお勧めします。  
(締切日以降に提出された書類は次回の審査からの反映となります。)
- (\*3) 横浜市以外の市区町村の保育所等と併願される場合は、それぞれが定める申請書類の提出締切日をご確認いただき、最も早い日にあわせてお手続きください。

## 2 必要書類の追加・差替えがあるときや、希望する保育所等を変更するときは、申請手続きを行った市区町村へ書類を提出してください

必要書類の追加・差替えがあるときや、希望する保育所等を変更するときは、申請手続きを行った市区町村へ書類を提出してください。横浜市で審査を行った結果、書類の不足・不備等があった場合、申請手続きを行った市区町村からご案内します。用意いただいた書類は、申請手続きを行った市区町村へご提出ください。

なお、利用申請中（申請の結果、利用保留となった場合を含む。）に横浜市へ転居される場合、【4 保育所等の利用が決定した後の手続きについて】の手続きが必要です。

## 3 利用申請の結果は、申請手続きを行った市区町村から通知します

利用申請の結果は、申請手続きを行った市区町村から保護者へ通知します。

申請の結果、保留（不承諾）となり、その申請が年度末まで有効な場合でも、次回以降の審査結果は利用決定となった場合のみ通知します。横浜市内の保育所等への利用申請は、利用開始希望日の属する年度の3月入所まで有効です。

## 4 保育所等の利用が決定した後の手続きについて

### 【横浜市内へ転居される場合】

横浜市が指定した期日までに①横浜市への転入手続き、②横浜市民としての保育所等の利用申請を終える必要があります。必要な書類は、結果通知後にご案内します。

### 【現在お住まいの市区町村に住みながら保育所等を利用するとき】

- ・ 申請手続きを行った市区町村から、保育所等の利用料の金額や支払先、今後認定内容に変更が生じた際のお手続きについて、ご案内します。
- ・ 保育所等の利用をやめる際は、申請手続きを行った市区町村へ届出をしてください。

## 横浜市が指定する期日までに必要な手続きをされなかったときや申請内容と事実が相違する場合、申請結果を取り消すことがあります

このご案内についてご不明な点がございましたら、青葉区役所こども家庭支援課保育担当へお問い合わせください。

受付：午前8時45分から午後5時まで（電話、窓口ともに平日のみ）  
連絡先：電話：045-978-2428 FAX：045-978-2422